

## 明治期の日本人が見た沖縄における「天長節」 谷口復四郎『球遊詩史』を中心に

著者	平良 妙子
雑誌名	東北大学中国語学文学論集
巻	27
ページ	37-52
発行年	2022-12-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/00137198">http://hdl.handle.net/10097/00137198</a>

## 明治期の日本人が見た沖縄における「天長節」 —谷口復四郎『球遊詩史』を中心に—

平良 妙子

### はじめに

1879年(明治12)の「琉球処分」以降、沖縄県が設置され、明治政府は沖縄県令を派遣し、社会の秩序回復とともに近代的な県政や学制が敷かれていくこととなる。沖縄に派遣された初代県令は元鹿島藩主の鍋島直彬<sup>なおよし</sup>で、第2代は元米沢藩主の上杉茂憲<sup>もちのり</sup>である。両者ともかつての大名であり、明治以降では華族としての待遇を受ける身分の人物である。「琉球処分」に伴い、かつての琉球国王だった尚泰が東京へ移された後の赴任であるが、これは「設置されたばかりの沖縄県令への大名華族の就任が、当時の状況からみても異例の人事」<sup>1</sup>であったという。このような混乱状況にある沖縄に大名華族とともに日本から多くの知識人が来沖することになる。

この時期は、近代沖縄漢詩の黎明期で、王国時代の「琉球漢詩」から「近代沖縄漢詩」へと移行する狭間の時期でもあり、日本から来沖した知識人たちの影響は大きい<sup>2</sup>。そこで、本稿では初代県令の鍋島直彬に随従して沖縄県庁職員として来沖した谷口復四郎に焦点を当て、当時の日本人が沖縄をどのように詠んだのかを検討していきたい。谷口復四郎に焦点を当てた理由としては、まず沖縄滞在中の漢詩作品が『球遊詩史』としてまとめられていることが挙げられる。さらに、復四郎は初代の鍋島直彬在任期のみならず、第2代目県令の上杉茂憲在任期まで沖縄に滞在し県庁職員として勤務しており、当時の沖縄の状況及び日本の知識人の沖縄に対す

<sup>1</sup> 1884年(明治17)の「華族令」制定以前に大名華族として地方長官になった人物は5名いるが、実質的に地方長官の役割を果たしたのは、沖縄県令となった鍋島直彬・上杉茂憲の2名であったという(前田勇樹『沖縄初期県政の政治と社会』榕樹書林、2021年4月、151～154頁)。また、鍋島直彬が県令に就任するにあたって側近の原忠順に宛てた書翰には「琉球ハ極メテ門地ヲ尊候国ニ付、可成ハ華族中ヨリ被命候方可然トノ議」(久布白兼武編『原忠侯』原忠一発行、1926年10月)と記されており、当時の明治政府の沖縄を統治するにあたっての苦慮が見受けられる。

<sup>2</sup> 近代沖縄漢詩については、大まかに以下の三期に分類することができる。①「琉球処分」後に日本から沖縄にやって来た日本官吏との交流や詩会による創作期、②日本の漢詩壇や雑誌への投稿を主体とした創作期、③沖縄で発刊された新聞への投稿を主体とした創作期。具体的には拙稿を参照されたい(平良妙子「近代沖縄漢詩研究への展望」東北大学中国語学文学研究室『東北大学中国語学文学論集』第26号、2021年12月、33～50頁)。

るイメージの一端を復四郎の漢詩作品から窺うことができると思われるからである。当時の沖縄は、「琉球処分」後の社会の混乱期でもあり、明治政府による中央集権化の意識による施政が沖縄で始まる時期でもある。その中で、沖縄を題材に詩人はどのような作品を詠んだのか。谷口復四郎の作品を媒介として見ていきたい。

## 1. 谷口復四郎について

谷口復四郎は1853年（嘉永6）に漢学者として著名な谷口藍田の四男として生を受けた。幼い頃から詩文の才に秀でていたようであり、また父・藍田の長崎行きに同行してそこで英語を学んだという。

復四郎が沖縄と関わることになった転機は、1869年（明治2）に父である藍田が肥前鹿島藩主の鍋島直彬の招きに応じて長崎から移住し、同藩藩校である弘文館の儒師となったことである。復四郎は父に同行して弘文館で学ぶこととなり、鹿島藩の士族に取り立てられた。その後、1876年（明治9）に鹿島中学校が設立された際に訓導となり、翌年には佐賀県域における民会成立の中心人物として活躍した。1879年（明治12）には長崎県の県会議員となったが、同年に元鹿島藩主であった鍋島直彬が沖縄県令に就任した際に辞職し、直彬とともに沖縄へ行き、県庁職員として赴任している。同年、復四郎は大宅氏<sup>3</sup>の娘と結婚して、翌年には長男の縄太郎が生まれた。しかし、1歳にも満たずに病没している<sup>4</sup>。復四郎は、1881年（明治14）に直彬が県令を退いた後も沖縄に滞在し、県庁職員として勤めを続けた。

鍋島直彬の後任として第2代目の沖縄県令となったのは元米沢藩主の上杉茂憲である。茂憲は沖縄に赴任してから沖縄本島及び先島の巡回を行なった<sup>5</sup>。その巡回に復四郎は同行していたようで、復四郎の漢詩文集『琴廬遺稿』中の沖縄滞在中の作品が収められた『球遊詩史』には「巡島百首」というまとまった漢詩作品が残されている<sup>6</sup>。

---

<sup>3</sup> 大宅氏について、佐賀城本丸歴史館『佐賀県人名辞典』（saga ebooks、<https://www.saga-ebooks.jp/jinmei>）には姓のみで名前は記されていない。しかし、復四郎の『球遊詩史』後編に「次韻贈大宅龍一」という作品が2首収められており、この詩題にある「大宅龍一」が義父であったと推測される。

<sup>4</sup> 復四郎の父親である谷口藍田は、復四郎の子供・縄太郎の夭折の報を受けて沖縄に足を運び、1882年（明治15）の9月9日から10月13日まで沖縄に滞在している。藍田は沖縄滞在中の記録を『凶南録』として残している（谷口鐵太郎編輯『藍田谷口先生全集』第5巻、1912年3月）。

<sup>5</sup> これらの巡回に関する見聞は『上杉県令巡回日誌』（琉球政府編『沖縄県史』11：上杉県令関係誌、国書刊行会、1965年）に記録されている。1881年（明治14）に赴任した茂憲は、同年の11月には沖縄本島各地を巡回しており、翌1882年（明治15）には久米島を経て先島（宮古・八重山）の巡回を行なっている。

<sup>6</sup> 実際のところ、復四郎が茂憲の巡回に同行していたという史料は管見の限り見つからない。先行研究によると、史料に記載されている沖縄島巡回のメンバーは上杉茂憲・高尾宗沢・護得久朝常・内川発・秋永桂蔵・上野太郎・与那嶺

1883年(明治16)、復四郎は沖縄県庁の職を離れ帰京した。その後、会計検査院属を勤め、次いで内務省警保局で図書<sup>7</sup>の検閲を行なっている。そして、翌1884年(明治17)12月に東京において病死した。

## 2. 『球遊詩史』と谷口復四郎の沖縄巡検について

谷口復四郎が海を渡って来た当時の沖縄では日本への同化政策が進行中で、日本からも多くの知識人が流入してきていた。初代沖縄県令の鍋島直彬は側近の原忠順<sup>ただゆき</sup>を筆頭に、多くの近臣を率いて来沖しており、その中に復四郎も含まれていた。そして、来沖した知識人たちは詩会などを通して交流を深め、郷愁を慰めていたようである。この状況については、ロバート・キャンベル氏に当時沖縄を訪れた官吏についての論考がある<sup>7</sup>。キャンベル氏は、沖縄初代県令となった鍋島直彬とともに来沖した官吏や旧家臣の詩集を検討し、当時、沖縄にやって来た日本知識人の詩会を核にした交流について述べている。それは、次代の上杉茂憲県令の時代にも引き継がれていたようである。そして先述したように、復四郎は初代県令の鍋島直彬の在沖期間を過ぎても沖縄にとどまって二代目県令上杉茂憲の時代にも県庁職員として勤めていた。

復四郎は、1879年(明治12)から1883年(明治16)まで官吏として沖縄に滞在し、沖縄本島各地や離島などへの巡視に同行していたらしく、その際に多くの漢詩作品を作っている<sup>8</sup>。それは『球遊詩史』「前編」「後編」及び「巡島百首」「巡島百首畢」にまとめられている。これらは『谷口藍田全集』第5巻に収められており、当時の沖縄各地の状況が作品からは読み取れる。

『球遊詩史』については、ロバート・キャンベル氏の調査によると自筆の原本があるようであるが<sup>9</sup>、それは『谷口藍田全集』第5巻に収められた『球遊詩史』「前編」の作品のみのようである。『球遊詩史』の「前編」では復四郎が沖縄の官吏となって長崎から沖縄へ向かい旅立つ

---

三郎・三俣元三郎・佐近司六蔵の9名、先島巡回では上杉茂憲・尾崎三良・白倉通倫・田中馨治・添田弼・後藤善次の6名だったようである(前掲注1、前田、245～249頁)。

<sup>7</sup> ロバート・キャンベル「琉球処分詩史—南へ征く官吏たちの風雅—」『國語と國文學』第70巻第5号、東京大学国語国文学会、1993年5月、11～22頁。

<sup>8</sup> 第二代目県令の上杉茂憲の沖縄県全体への「巡回」は、側近の池田成章書記官の提言を踏まえてのものであるようだが、注6でも述べたように、それに復四郎が同行していたという明確な記述のある史料は管見の限り見当たらない。しかし、『球遊詩史』所収の「巡島百首」の作品群から見ると「先島巡回」に同行していたことは確かであろう。また、その作品中の「八重山島五十六首 其一」に「憶吾今夏巡山北、詠得連山萬里城。」という沖縄本島北部の巡回を偲ぶ詩句が見受けられることから、「沖縄本島巡回」にも従事していた可能性があると思われる。

<sup>9</sup> 前掲注7。

際作品から始まり、その後鹿兒島、奄美大島を経て那覇港に入り、沖縄で暮らしを営んでいる時の作品 13 首が収められている。「後編」には沖縄本島滞在時の作品 15 首がまとめられている。そして、「巡島百首」は、久米島や宮古、八重山を巡回した際に詠まれた 76 首の作品が収録されており、これらは興味深い作品群である。なぜなら、先島諸島を題材にして作られた作品は琉球王国時代の「琉球漢詩」中にもそれほど多くないからである<sup>10</sup>。さらに、当時はいまだ初期県政の時期で近代化の影響は先島にはそれほど及んでおらず、かつての琉球王国時代の先島がある意味維持されている状況だったのであろうことが予測されるからである。当時の先島の産物や風俗習慣などを題材に詠んだ作品群は、ある種の異国情緒を含んでおり、当時の日本人が目にした沖縄の物産や異文化へのイメージのみならず、復四郎の官吏としての意識を詠み込んでいる作品も見られる。

以下に『球遊詩史』に収められている沖縄関連の作品を一覧にしてまとめた。沖縄へ出発する作品から始まり、沖縄を後にするまでに詠んだ 170 首余りの作品群である。

#### 【球遊詩史 前編】

No	詩題	詩型
01	將赴沖縄縣、舟發長崎	七言律詩
02	夜發西方驛赴鹿兒島	七言絶句
03	赴鹿兒島途中望櫻島	七言絶句
04	七夕泊大島	七言絶句
05	泊大島	七言絶句
06~07	大島（二首）	七言絶句
08	舟過國頭近海、望運天港	七言絶句
09	舟入那覇港	七言律詩
10	偶成	五言律詩
11	九月十四日直縣廳	七言絶句
12~13	偶成二首	七言絶句

<sup>10</sup> 琉球王国時代の作品の中で先島を題材としたものは、主には渡清中に漂流して流れ着いた際に詠まれたものである（例えば、蔡大鼎『閩山游草』に八重山に漂着した際に詠まれた作品群がある）。また、琉球王国時代末期に救国運動を行なった士族に先島滞在時の作品が残っている（毛有慶『竹蔭詩稿』に宮古島へ漂着した際の作品が収められている。具体的には上里賢一「毛有慶『竹蔭詩稿抄本』(資料紹介)」『日本東洋文化論集』第 5 卷、琉球大学法文学部、1999 年 3 月、43~72 頁を参照されたい）。そして、来琉時に嵐に遭い久米島へ漂着した冊封使達一行の作品もあり、当時の久米島の状況を詠んだ作品がある（1756 年に冊封副使として来琉した周煌の作品集『海山存稿』や、その従客として共に来琉した王文治の『夢樓詩集』巻 2「海天遊草」に久米島滞在時の作品が収められている）。

【球遊詩史 後編】

No	詩題	詩型
14	己卯中秋寄懷家嚴	七言絕句
15~16	次韻贈大宅龍一二首	七言絕句
17~19	寄內、次某韻三首	七言絕句
20	瀧脇顧峰來訪、席間次其韻賦示	七言律詩
21	親泊朝啓來訪、席間次其韻賦示	七言絕句
22	十一月十五日、得家書、云、家塾增築、生徒從各縣來聚者三十餘人、因紀喜、併寄塾中諸子	七言絕句
23	神嘗祭日、登首里城	七言絕句
24	天長節、設會場於泊村鹽濱、官吏場煙火、土人奏古樂、土民携簞壺來觀者三萬餘人、蓋球島開關以來、未會有之盛會也。詩以紀之	七言律詩
25	偶成三首 其一	七言律詩
26	偶成三首 其二	五言律詩
27	偶成三首 其三	七言絕句
28	次家君韻却奉寄	七言絕句

【球遊詩史 巡島百首】

No	詩題	詩型
29~30	舟發那霸二首	七言絕句
31	宿姑美島具志川間切農家	七言絕句
32	觀織屋	七言絕句
33	平原	七言絕句
34	峻坂	七言絕句
35	仲里間切眞謝村、宿農家	七言絕句
36~38	仲里三首	七言絕句
39~40	自仲里山道赴具志川途中二首	七言絕句
41	舟發具志川、赴八重山途中	七言絕句
42	嘉手刈某	七言絕句

43~44	先島二首	七言絕句
45	宮古	七言絕句
46	八重山織屋	七言絕句
47~102	八重山島五十六首	七言絕句
103	宮古	七言絕句
104	發琉球作	七言絕句

【球遊詩史 巡島百首畢】

No	詩題	詩型
105	送成富清風歸東京席上	七言律詩
106	送島內鐵叟歸鄉席上	七言絕句
107	送某歸東京席上	七言絕句
108	送某歸薩摩、席上次韻	七言絕句
109	赴高嶺途上	七言絕句
110~114	席上以雜詩爲題、以江城如畫裡五字爲韻、五首	五言絕句
115	賀柳岡大夫人七十	七言律詩
116	春日遊識名園	七言律詩
117	秋江夜泊	七言律詩
118	秋日遊崎山莊	七言律詩
119	長虹曉星	五言絕句
120	十三夜、大谷支院小集	七言律詩
121~122	客中歲暮二首	七言律詩
123	冕嶽積翠	五言絕句
124	寄尚從三位在東京	七言律詩
125	經臺新荷	五言絕句
126~129	消夏四首	雜言古詩
130	高松懷古	七言古詩
131~133	避暑三首	七言律詩
134	城嶽晚眺	七言絕句
135	海樓觀雨	五言絕句
136	天孫降	七言古詩

137	秋夜有感	七言律詩
138	龍潭觀月	七言律詩
139	那霸港浮舟	五言律詩
140	同聲社第二會卽事	五言律詩
141	春日遊識名山莊	七言絕句
142	泉崎夜月	五言絕句
143	春日遊護國寺、席上分韻	五言律詩
144	登首里城	七言絕句
145	筍崖夕照	五言絕句
146	春日江村	七言絕句
147	送人之八重山島	七言律詩
148	城嶽靈泉	五言絕句
149	首夏田園雜興分韻	七言絕句
150	那霸寓居	七言律詩
151	中島蕉園	五言絕句
152	榎雨小集	五言律詩
153	與那國島望臺灣	七言絕句
154	久米村竹籬	五言絕句
155	客窗坐秋雨	七言絕句
156	消夏卽事	七言絕句
157	舟入運天港	七言律詩
158	奧山松磴	五言絕句
159	中秋賞月	七言律詩
160	球陽逢秋	七言律詩
161	臨海潮聲	五言絕句
162~163	疊韻却寄某生二首	七言律詩
164	曉發赴首里	七言絕句
165	觀音堂	七言絕句
166~167	九月十二日、同聲社友赴瀧脇君招筵、席間賦呈、二首	七言律詩
168	元日	七言絕句
169	發琉球	七言絕句



170	贈上杉縣令	七言絶句
171	瀬底夜泊、與渡邊洪基君分韻得風字	七言律詩

これらの作品を分析することで、当時の沖縄の状況や日本人と沖縄の人との交流、当時の日本の官僚および知識人の沖縄に対する姿勢やイメージを読み取ることができると考えられる。また、範囲を広げて当時の九州（鹿島藩）や山形（米沢藩）から来沖した知識人たちの記録も併せて考察すると、近代を迎えたばかりの沖縄のイメージとその実態を窺うことができるのかもしれない。もちろん、史資料として当時の沖縄県のことを記した文書は多く残っており、それらに関する研究も少なくはない。しかし、「沖縄（琉球）」という藩や県の設置の状況と、「日本」の「近代化」に対する当時の日本官吏の姿勢や思想を、漢詩という文学作品と史資料とを併せて考えてみると、また違う様相が見えてくる面白さもあるのではないだろうか。

次節では、これらの作品の中から沖縄県設置以後の初めての「天長節」開催の時に詠まれた作品を紹介・分析していきたい。なぜなら、明治以降に確立されつつあった「日本ナショナリズム」を当時の官吏が地元の人と関わりあうなかでどのように「教育」していったのか、そして当時の島民や琉球士族がそれをどのように捉え、行く末をどのように考えていたのかを窺うことができると思うからである。

### 3. 『球遊詩史』と『沖縄県奉祝天長節実記』から見る「天長節」

1879年（明治12）の11月3日、沖縄県が設置されて初めての「天長節」の祝賀が開催された。「天長節」は、天皇の誕生日を祝う宮中祭事で、古くは奈良時代から催されていたようである。明治時代の「天長節」は1872年（明治5）に太陽暦が採用された際に天皇誕生日も太陽暦に合わせて11月3日に改められ、それ以降、同日に開かれていた。

沖縄県における最初の「天長節」に関しては、初代県令の鍋島直彬の側近として来沖した沖縄県少書記官の原忠順が『沖縄県奉祝天長節実記』と題して記録を残している<sup>11</sup>。これによると、原忠順の発議があり、その意向に沿って「天長節」の準備がなされている。そして、本資料の冒頭には賛同人の手書姓名が記されており、その中に谷口復四郎も名を連ねている。それは、この「天長節」開催にあたって復四郎が官吏として準備等に従事していたという証左であ

<sup>11</sup> 本資料は、2020年（令和2）3月に比嘉昌晋氏から沖縄県立博物館に寄贈されている。「縦28.4cm、横20.4cm、丁数は21丁、版心に沖縄県と印刷された縦書き13行の野紙が用いられている」（田名真之「資料紹介 『沖縄県奉祝天長節実記』 沖縄県立博物館・美術館『博物館紀要』第15号、2022年3月、143～152頁）。

ろう。先述したように、復四郎は鍋島直彬の沖縄県令拝命により、直彬に従って官吏として来沖した人物であり、この時の「天長節」を成功させるために尽力した人物の一人だったと言える。なお、この手書による賛同者の姓名は 81 名に上っており、そのうち沖縄の人物は 35 人が名を連ねている<sup>12</sup>。

『沖縄県奉祝天長節実記』によると、「天長節」当日には、まず県庁内に御真影を安置し、原忠順を筆頭に県庁職員による参拝、そして沖縄の士族、寄留商人、一般県民の参拝が行われている<sup>13</sup>。那覇の街では薩摩の寄留商人達が日本の国旗を掲揚し、国旗を持っていない村落では「紅日」を描いた旗を竿で掲げていたという<sup>14</sup>。祝賀の催しに関しては、原が王国時代の旧三司官と相談の上、かつての琉球王国時代の祝賀の慣例に則り、会場を那覇と泊の間の<sup>かたぼる</sup>潟原に設置して多数の提灯で飾り観覧所としている<sup>15</sup>。そして、慶賀に華を添えるための催しとして、楽童子による座楽<sup>16</sup>や久米村士族による路次楽<sup>17</sup>と唐歌<sup>18</sup>、花火（煙火）の打ち上げが行なわれている<sup>19</sup>。この催しには多くの民衆や官吏、兵士が参観に詰めかけ、大いに賑わっていたようで、原は最後に「観者尚余歓待ヲ貪ル者アリ、料り知ル民人ニ於テモ今日始メテ天皇陛下ノ聖誕ヲ祝賀シ奉ルヘキコトヲ感覚記念シタルナルヘシ」<sup>20</sup>と、沖縄県の士族・民衆ともども天皇の聖誕を

<sup>12</sup> 資料を確認したところ、署名した沖縄の人の名前として「浦添親方・天久親雲上・比屋根里之子親雲上・当間親雲上・山里筑登之親雲上・親泊里之子親雲上・佐久川筑登之親雲上・名城筑登之親雲上・池原筑登之親雲上・伊波筑登之・大田里之子親雲上・普天間里之子親雲上・安田筑登之親雲上・照屋筑登之・城間筑登之・山口筑登之・名嘉真筑登之・糸数筑登之・山里筑登之・外間筑登之・新崎筑登之・山口親雲上・宮城里之子親雲上・新崎筑登之・麻（摩カ）文仁親雲上・富川親方・諸見里里之子親雲上・外間筑登之親雲上・伊江親雲上・安室親方・富村親雲上・与古田里之子親雲上・津波古親雲上・照屋筑登之親雲上・玉那覇筑登之」という 35 名の姓名が記されている（前掲注 11、148～149 頁）。

<sup>13</sup> 「御写映ノ室を安置ス（室は木地塗ニテ二三個の菊章ヲ金蔎絵ニテ画ケリ旧内務省出張所裝飾スル所ニ係ル）…（中略）…午前七時属官参拝。同八時県士族等参拝次デ寄留人及本県平民婦女等ニ至ルマテ参拝ス」（前掲注 11、147 頁）。

<sup>14</sup> 「是日、那覇港口薩商所有ノ船舶ニハ紅旭ノ国旗ヲ掲ケ…（中略）…港内人家ハ皆旭章ノ国旗ヲ掲ク、垣花村ノ如キ村落ノ農舎簷戸ニ至ツテハ紙ヲ剪リ紅日ヲ絵キ、亦高ク竿頭ニ掲ケ出セリ」（前掲注 11、147 頁）。

<sup>15</sup> 「潟原塩浜中央ヨリ二十歩許東ニ浴ヒ、間口二十間奥行二間ノ苦葺ノ仮小屋ヲ作り…（中略）…毎柱上国旗ヲ掲出シ、檐端ニ毬灯ヲ鉤リ以テ之ヲ装フ、是ヲ総員ノ観覧所ト為ス」（前掲注 11、147 頁）。

<sup>16</sup> 座楽の演奏に関しては楽童子 4 人（伊江王子五男伊江里之子・豊見城親方長男豊見城里之子・国頭按司三男国頭里之子・真玉橋親雲上長男真玉橋里之子）がそれぞれ鼓、小銅鑼、新心、両班、手板、三板などの楽器を操り、楽を提供している。歌唱の提供はなかったようである。楽童子の 4 名は皆、14～15 歳の美少年であったようで、原は「此四人並皆美少年ニシテ人品太タ高シ」と賞している（前掲注 11、145～147 頁）。

<sup>17</sup> 路次楽に関しては、かつての「江戸立ち」で行なわれていた奏楽を踏襲していたと思われるものの、原は「是ハ昔時所謂琉球人来朝行道ノ時ニ於テ観ル所ニ略相同シ、但直立シテ行カス」と記しており、奏楽と様相は同じではあるが行進は行われなかったようである（前掲注 11、146 頁）。

<sup>18</sup> 唐歌に関しては、久米村の歌楽師（国場親雲上・池宮城親雲上・国場親雲上・安次嶺親雲上・伊佐川通事親雲上・宮城子親雲上）が演奏しており、瑤琴・三弦・琵琶・胡琴などの楽器の音に合わせて「支那音ヲ以テ唱歌」していたようである。演奏唱歌された曲目は「福寿歌・想郷歌・頌太平・調寄生艸・哭五更」の 5 曲で本資料にその歌詞も記されている（前掲注 11、145～146 頁）。

<sup>19</sup> 花火に関しては、昼の部と夜の部に分けられており、それぞれ 30 発余の演出がなされている。夜の 11 時には全ての花火が打ち上げられ人々は解散している。具体的な花火の種類は本資料に記されている（前掲注 11、144～145 頁）。

<sup>20</sup> 前掲注 11、146 頁。

初めて祝賀し、その恩徳に浴したであろうという感慨を述べている<sup>21</sup>。

以上が 1879 年（明治 12）に開催された「天長節」の概要である。この回の催しに県庁職員として、おそらくは準備段階から参加していたと思われる復四郎は、その模様をいかに作品に詠みこんでいるのか。『球遊詩史』には「天長節」に関して次の 1 首の作品が収録されている。

天長節、設會場於泊村鹽濱、官吏場煙火、土人奏古樂、士民携箏壺來觀者三萬餘、蓋球島開關以來、未曾有之盛會也。詩以紀之。（天長節、会場を泊村の塩浜に設け、官吏は煙火を場<sup>もよお</sup>し、土人は古樂を奏し、士民の箏壺を携え來觀する者三万余、蓋し球島の開關以來、未曾有の盛会なり。詩して以て之を紀す。）

球洲山水似春回　球洲の山水　春の回るに似たり  
瘴雨無痕佳氣催　瘴雨は痕無く　佳氣催す  
煙火飄時龍影擧　煙火飄る時　龍影擧がり  
笙鏞奏處鳳鳴來　笙鏞奏する處　鳳鳴來たる  
七千里外恩波洽　七千里外　恩波洽く  
卅萬人餘笑面開①　卅万人余　笑面開く  
身在洋南新置縣　身は洋南の新たに置かれし県に在り  
旭章旗下醉瓊杯　旭章旗下　瓊杯に酔う

①沖繩人口三十餘萬。（沖繩の人口は三十余万なり。）

本作品は、まず詩題で「天長節」開催の様が具体的に示されている。会場が「泊村鹽濱」であること、県庁主導で「煙火」つまり花火を打ち上げたこと、沖繩の地元の人が「古樂」を演奏したことが記されている。「古樂」とは、座樂・路次樂・唐歌のことを指しているのであろう。これは先述した原忠順の『沖繩県奉祝天長節実記』の記録と一致する。そして、その催しに地元の民衆が三万人余りも集まっており、これが「球島開關以來、未曾有之盛會」であると感慨を述べている。

詩の本文を見ると、まず「天長節」当日の沖繩の様子が記され、自然について「似春回」と表現している。11月という時節柄、「春」というのは何を意味しているのだろうか。1つは南国である沖繩の風土を表現しているとも取れる。また、「天長節」という祝賀が催されるのに相応しく「春」が「回」ってきたようだという心情的な意味合いとも取れる。そして、その両方の

<sup>21</sup> 田名氏は「天長節」の催しに関して、小野まさ子氏より提供された資料を基に、この時の「天長節」以前にも琉球藩時期であった 1874 年（明治 7）に「天長節」が首里城で催されていたことを指摘しており、「琉球藩時代の天長節についての貴重な記録である」と述べている（前掲注 11、151 頁）。

意味を含有しているのだろうと思われる。第2句目の「瘴雨」は沖縄の冬の気候として特徴的である長雨を指しているのだろうが、実際にその年に長雨が続けていたかは分からない。しかし、「天長節」の日に長雨が晴れて「佳氣」が現われることが重要であり、天皇の恩恵として気候が「佳」くなったことが述べられているのであろう。額聯は祝賀会についての描写である。花火が打ち上げられるさまを「龍影」と表現し、様々な奏楽を「鳳鳴」に喩えている。これは、中国の瑞祥である龍鳳を用いて天皇の御世を言祝ぐ表現であろう。そして、天皇の恩徳ははるか遠く「七千里外」の沖縄にまで及び、沖縄の30万余の人々が「笑面」となるのだ、と天皇の治世が拮がり人々が安寧していることを記している。最後に、作者である復四郎は「洋南」の海を越えた南で新たに設置された沖縄県に居り、そしてこの日に「旭章旗下」で慶賀の祝杯に酔っているのだと自身の心情を率直に表現している。

「天長節」という題材の性質として、基本的に慶賀・言祝ぎという内容になるのは当然のことであろう。そのような作品の中で「龍鳳」という典型的な喩えを用いつつも、「旭章旗下」という近代国家的な中央集権を意図する言葉が用いられており、「日本国民」を作るのだという復四郎の官僚としての思いが表われているように思われる。それは即ち、この時の「天長節」が「琉球世」から「大和世」へと移り変わったということを内外へ知らせるためにも重要な催しだったことを示している。

ちなみに、『沖縄県奉祝天長節実記』にはこの日の「天長節」を詠んだ漢詩作品が6首収められている<sup>22</sup>。その中に本作品も入っており、字句の異同を確認すると、第8句目の最後の文字の「杯」が「觴」になっていること、第6句目の自注が入っていないこと、そして詩題で具体的説明が無いという違いがある。詩題に関しては、『沖縄県奉祝天長節実記』では単に「天長節七律」とだけ記されており、それを具体的に「天長節、設會場於泊村鹽濱、官吏場煙火、土人奏古樂、士民携簞壺來觀者三萬餘、蓋球島開關以來、未曾有之盛會也。詩以紀之。」と改訂したものと思われる。第6句目の自注に関しても、沖縄の状況や群衆が集まっている様をより具体的に示そうとした思いの表れなのかもしれない。第8句目の「觴」は平声陽韻で押韻されていないため、後に「杯」（平声灰韻）へと訂正し、それが『球遊詩史』に収録されたと思われる。しかし、復四郎が押韻に関する配慮をしていなかったとは考えられず、後述するように別に要因があったものと思われる。

先述した通り、『沖縄県奉祝天長節実記』にはこの日の「天長節」を詠んだ漢詩作品が6首収

<sup>22</sup> 『沖縄県奉祝天長節実記』に収められている漢詩作品は以下の6首である。親泊親雲上朝啓「恭祝聖節」（本文略）。等属秋永照隣「天長節次親泊詞伯韻」太平煙火兆林休祥、雲際飛龍吐紫光。遙想九霄金殿宴、仙班上寿醉瓊觴。川村三二「天長節次親泊親雲上韻」旗掲紅陽表万祥、喜看煙火放瑤光。恩波遠及南洋島、蜃戸相迎举寿觴。同「同韻戲作」（本文略）。谷口復拝「天長節七律」（本文略）。原忠順「天長節」三多齊唱四方民、何啻華封一老人。会在海南新置県、天長地久祝佳辰。（前掲注11、143～144頁）。

められており、その筆頭に記されているのが親泊親雲上朝啓<sup>ペーチン</sup><sup>23</sup>の以下の作品である。

恭祝聖節（恭しく聖節を祝う）

天開文運致雲祥　天は文運を開き　雲祥を致す  
万戸旗章掲旭光　万戸の旗章　旭光に掲ぐ  
昭代皇恩無所報　昭代の皇恩　報ゆる所無く  
千秋欲献菊花觴　千秋　菊花の觴を献ぜんと欲す

親泊は起句で、沖縄に「天」つまり天皇の御世が「文運」を「開き」、瑞祥の気を発する「雲祥」が表われていると述べる。ここで言う「文運」とは、広くは沖縄県となり近代化へ向かうという情勢のことであり、具体的にはそれを象徴する「天長節」が沖縄で催されたことを指している。承句では「万戸」に「旗章」が掲げられ、朝日の中に翻っている「天長節」当日の様を描いている。ここでは、「旭光」という表現から、実際に当日の早朝から旗が掲げられていたであろうこと、そして「旗章」が旭日旗であったということが読み取れる。転句では、良く治まっている世の中は天皇家の「皇恩」が満ち満ちているにもかかわらず、その恩に報いることができず恥じ入るばかりだが、「天長節」の開催をきっかけに沖縄の地に天皇の恩徳を浸透させたいという親泊の意気込みが表われているのかもしれない。実際のところ、当時の沖縄は旧士族の中でも琉球王国の復興を求める「頑固党」と明治政府の治世を受け入れ近代化を図る「開明党」との争いが既に始まっており、混乱の坩堝にあった。「天長節」という詩題柄、「昭代皇徳」などの言祝ぎは当然であるが、開催にあたって尽力したであろう親泊の希望や願いも込められているのかもしれない。最後に結句では、千年もの間、「菊花」の「觴」を献じたいものだ、と締めくくっている。「菊花」とは、「秋」という季節の花の象徴でもありつつ、日本の皇室の紋章である菊紋をも指している。また、「天長節」が催される11月初旬は旧暦では9月にあたることから重陽節との関連も想定される。つまり、「菊花觴」は重陽節の菊花酒のことと読み取れ、天皇の健康長寿、ひいては永代にわたる天皇の御世の存続をも祈念しているものと思われる。そして、永代までも日本の下で太平に過ごしていきたい、あるいはいくのだ、というあ

<sup>23</sup> 親泊朝啓については、具体的な経歴はよく分かっていないが、沖縄県職員録に「親泊朝啓 本地地：沖縄」（大橋新太郎編『官員録 明治十二～明治二十六年乙』博文館、1879～1893年より作成／前田勇樹「廃琉置県直後の沖縄県庁運営の実相―首里王府役人の採用をめぐる問題を中心に―」『沖縄文化研究』第43号、209～242頁、2016年3月）とあり、県庁職員として勤務していたのは確かである。また、笹森儀助『南嶋探験』に「（1893年）九月二日：……（中略）……縣廳編纂掛主任親泊朝啓（琉球人）來訪ス談武器及其沿革ニ及フ…（後略）」とあり、県庁編纂掛主任だったようだ。また、伊江朝助の随筆に琉球処分前の王府の状況が記されており、「時の評定所は浦添朝昭の大虎の下に、虎小（グラー）と称する秀才があった。外間完薫・親泊朝啓・諸見里朝奇・比屋根安栄である」（新城栄徳「うちな一 書の森 人の網」『親泊朝擢』『沖縄タイムス』2003年11月8日）とあり、秀才として認められていたようである。

る種の決意が示されているのではないだろうか。

本作品は、6 首中で唯一沖繩の人が詠んだ作品である。作者の親泊朝啓は、当時、県庁職員で日本から赴任してきた職員や知識人と詩会を通しての交流があったようである<sup>24</sup>。この親泊の作品を筆頭にして、後に続く 3 作品は親泊の作品に次韻して作られている<sup>25</sup>。しかし、復四郎の作品は七律で詩型を異にしており、押韻も異なっている。第 8 句目の最後の字句が「觴」となっているのは、次韻できないまでも親泊の作品を意識してあえて「觴」の文字を採用し、親泊へ敬意を表したのかもしれない。そして、自身の詩文集に収める際には、韻を平声灰韻に合わせて同じ意味の「杯」の字を当てたものと思われる。結局のところ、復四郎が本作品で表現していることは、多少の字の異同はあるものの、その趣旨は全体的に大きくは変わっておらず、天皇への言祝ぎと天皇の恩徳が沖繩の人民にまで広がったことを詠いあげている。

『沖縄県奉祝天長節実記』に収められた 6 首の作品は、「天長節」開催に題を取っているだけに、基本的には天皇およびその治世への言祝ぎとなっているが、当時の沖繩の世相を窺える作品が 1 首ある。それは、親泊の作品に次韻して川村三二が詠んだ以下の詩である。

#### 同韻戯作

門柱猶留写吉祥① 門柱 猶お吉祥を写すを留む  
今朝旗掲太陽光 今朝 旗は太陽光を掲ぐ  
聖辰欲献中山酒 聖辰 中山の酒を献ぜんと欲し  
蛮奴盛来椰子觴 蛮奴 盛んに椰子の觴を来す

①島俗曾倣支那、門柱皆題春帖。(島俗 曾て支那に倣い、門柱は皆 春帖を題る。)

注目すべきは、起句とそれに付いている注である。詩の句と注を併せて解釈すると、村中が皆、「門中」に「吉祥」を「写」した「春帖」を「留」めている様子を詠んでいる。この時の「天長節」祝賀の会場が瀧原であったことを考慮すると、詠みこまれている光景は那覇の村だったと思われる。注に「島俗曾倣支那」とあるからには、より中国文化の影響が強い村だったのであろう。とすると、明代に洪武帝より下賜されたとされる「閩人三十六姓」の末裔であり、対清外交の業務を一手に担っていた久米村が想起される。王国時代、久米村では春節や慶賀の際には家屋の門前には対聯が掲げられていた。沖繩初期県政時代にもその伝統は受け継がれてい

<sup>24</sup> 孫の夭折の報を受けて来沖した際に谷口藍田が記した『圖南録』中に親泊の名が見られ、9月24日に彼のために書をしたためたという記述がある(谷口鐵太郎編輯『藍田谷口先生全集』全5巻、1912年3月)。さらに復四郎の『球遊詩史』内にも「親泊朝啓來訪、席間次其韻賦示」という作品があり、交流があったのは確実であろう。

<sup>25</sup> 前掲注 22。

たようで、当時の風習を回顧した新崎盛珍は随筆で次のように記している<sup>26</sup>。

聯は婚礼のみならず、還暦以上の歳日、米寿、片髪結、住宅の新築乃至転宅等の大祝日並びに二十五年忌以上の大法会にも掲貼（“おす”と謂ふ）したものであるが、近来（昭和期一筆者注）は滅多に見受けない。而して祝日にも法会にも朱色の紙を用ひるが、特に新築又は転宅祝には水色の紙を用ふる例になつて居る。而して門戸の多い邸宅にはそれに応じて然るべき門戸に多数の“聯”を掲貼するのである。聯句は祝祭の種類に応じてそれぞれ幾通りも有るからである。

この回想録で分かるように、新沖縄県設置直後のこの時期には旧俗がまだまだ続いており、川村はその風俗を作品に詠みこんでいる。

承句では、「天長節」のこの日に「太陽光」の旗を掲げている様を描き、日本の統治下にあることを述べる。そして、「聖辰」の慶賀の祝いの中で「中山酒」を「蛮奴」が次々と「献」じようと川村のもとに殺到し、「椰子觴」で酒を酌み交わしている様子が描かれている。「中山酒」とは沖縄地元の酒である泡盛のことを指していよう。また、「蛮奴」とは祝典に参加した沖縄の人々に対する呼称であろう。この呼称が「戯作」と題して詠んだ作品中に現れていることを鑑みると、当時の日本から来沖した官吏たちの沖縄や地元の人々に対する視線がどのようなものであったのかを窺えるであろう。

原は『沖縄県奉祝天長節実記』に6首の詩を掲載する際に「親泊親雲上朝啓」の作品を冒頭に掲げている。これはいったい何を意味するのだろうか。もちろん、それに続く3首は親泊の作品に次韻した作品であるため、親泊の後に配置されるのは当然であろうし、『沖縄県奉祝天長節実記』の筆者である原の作品が最後に収められているのも当たり前であろう。ただ、次韻の基となる作品を沖縄で協力的な親泊に託したこと、それにも関わらず原は復四郎の作品を経由して自身の作品では次韻をしていないことをどう考えるべきなのだろうか。

先述のように、「天長節」開催にあたって、原の発議により旧王国時代の祝典を意識し、できる限りそれに則って祝賀を行なう方針が定められた経緯を考えるに、王国時代の祝賀方式を「天長節」に取り入れることは、当時の旧士族の人々に対する原の配慮でもあったと取れる。特に、祝典の際に「唐歌」など王国時代の祝賀方式や芸能を取り込んだことの意味合いは大きかろう。「琉球処分」以前に、明治政府の通達によって行なわれた冊封廃止・福州琉球館の閉鎖

---

<sup>26</sup> 新崎盛珍『思出の沖縄』新崎先生著書出版記念会、初版1956年2月・1976年2月復刻再版、216～217頁。本随筆は、もともとは1950年に雑誌『おきなわ』で連載されたもので、筆者の新崎盛珍は、東京大学で農学教授として勤務していた。

に伴い、それまでの役職を奪われ自らの進退をどう考えるべきか混乱の中にあった衰退していく久米村士族の苦悩に対して、1つの活躍の場を提供したともいえる。ここからは、初代県令の懐刀として苦慮していた原の姿も見え隠れする。

異なる側面から見ると、旧士族への配慮をしなければ士族たちの協力が得られず「天長節」開催が危うかった可能性もあり、それ故に協力的だった士族を代表する親泊に作品を詠んでもらったかもしれない。また、あるいは旧琉球士族の協力も得た「天長節」の開催が、琉球王国を復興させようとする旧士族たちへの牽制であったとも取れる。ともかく、この時の「天長節」には様々な政治的思惑があったことは間違いないだろう。

さらに、後に行われた「天長節」に関して、『琉球新報』で明治40年代に特集が組まれており、「天長節恭賦／奉祝天長節」と題して35首の作品が新聞紙面に掲載されている<sup>27</sup>。時代の移り変わりとともに、「天長節」を沖縄の人々がどのように認識し、どう表現したのか。テーマ上、当時の沖縄の人々の独自の意識を窺うことは難しいとも思われる。しかし、それらの作品からは、日清戦争での清の敗北により琉球王国復興の可能性が失われたことに対する絶望感、その後の同化政策が進んでいく中で、日露戦争の徴兵を経て「日本人」へと意識転換しようとしている／せざるを得ない当時の沖縄の知識人の内面や、世代を経るごとに定着してしまった「日本人にならなければ」という意識の一端を窺うことができるのかもしれない。

## おわりに

本稿は明治期に県庁職員として来沖した谷口復四郎の『球遊詩史』の紹介と、その中の「天長節」を題材とした作品の分析を行なった。実際のところ、「初期県政」と言われるこの時期は、明治政府から派遣された官僚と旧琉球士族出身の官僚との間の確執、また琉球王国復興を目指し清国へ脱出した「脱清人」たちへの対応、勸業政策、日本語教育の徹底など、様々な政治的社会的問題が噴出している。その中で沖縄の「近代化」へ向けて力を尽くした県令及び官僚、それに協力する旧琉球士族がいたのも事実である。彼らは政務の合間に漢詩を通じて交流をしており、それが後の沖縄における近代沖縄漢詩隆盛のベースの一つでもある。またそれは、前近代の琉球王国と近代の沖縄県の漢詩壇を繋ぐ役目をも果たしている。一方で、「琉球」を「沖縄」として日本に取り込むことへの政治的意図が感じられる作品もある。

本稿では復四郎の作品は「天長節」に関する1首しか紹介できなかったが、この狭間の時期

---

<sup>27</sup> 下地智子『明治・大正期沖縄の漢詩研究』（琉球大学大学院人文社会科学研究所比較地域文化専攻、平成21年度博士論文）。



に漢詩という媒体で復四郎が当時の沖縄をどのように表現したのか、沖縄・先島巡回でどのように沖縄を感じたのか、今後も分析していきたい。また、復四郎のみではなく他に来沖した日本の知識人たちの沖縄滞在中の漢詩作品との比較分析も、近代沖縄漢詩の全貌を見るためには必要な作業である。これらは今後の課題としたい。

#### 【参考資料文献一覧】

- 新川明『明治処分以後』上・下巻、朝日新聞社、1981年。  
新崎盛珍『思出の沖縄』新崎先生著書出版記念会、1956年2月。  
大久保利謙『華族制の創出』吉川弘文館、1993年6月。  
太田良博『沖縄にきた明治の人物群像』月刊沖縄社、1980年2月。  
沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、1983年5月。  
鹿島市史執筆委員会『鹿島の人物誌』鹿島市史資料編第四集、鹿島市、1987年3月。  
我部政男『明治国家と沖縄』三一書房、1979年10月。  
新里金福・大城立裕『近代沖縄の人びと』琉球新報社、1969年10月。  
高津孝・陳捷主編『琉球王国漢文文献集成』（全36冊）復旦大學出版社、2013年7月。  
童門冬二『上杉茂憲 沖縄県令になった最後の米沢藩主』祥伝社、2011年9月。  
萩尾俊章「〈調査報告〉 第二代沖縄県令上杉茂憲関係資料について」沖縄県立博物館『沖縄県立博物館紀要』第20号、1994年3月、111～128頁。  
原忠順應侯『有悔堂遺稿』原忠一発行、1926年8月。  
比屋根照夫『近代沖縄の精神史』社会評論社、1996年9月。  
琉球新報社編『新・琉球史 近代・現代編』琉球新報社、1992年12月。  
琉球新報社編、上里賢一選・訳、茅原南龍書『琉球漢詩の旅』琉球新報社、2001年3月。